

令和 3 年 第 3 回
上小阿仁村議会定例会

会 議 録

令和 3 年 6 月 8 日 (開会)

令和 3 年 6 月 10 日 (閉会)

13時20分 再開

○議長（伊藤敏夫） 午後の部、再会いたします。

日程第5 議案第1号 上程・採決

○議長（伊藤敏夫） 日程第5 議案第1号 令和2年度上小阿仁村一般会計補正予算の専決処分報告についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。はい、総務課長。

○総務課長（田村秀幸） 予算関係議案をお願いします。

議案第1号でございます。令和2年度上小阿仁村一般会計補正予算の専決処分報告についてでございます。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のように専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めるものであります。2ページをお願いします。

専決第1号

専決処分書

令和2年度上小阿仁村一般会計補正予算について、地方自治法第179条第1項の規定により次のように専決処分する。

令和3年3月31日の専決であります。

3ページをお願いします。

令和2年度上小阿仁村一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算補正

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,945万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億3,545万1,000円とするものであります。

6ページをお願いします。

第2表 地方債補正でございます。過疎対策事業債につきましては、対象事業費の確定によりまして、補正後の限度額を4,420万円としております。また、減収補填債につきましては、160万円を計上しております。

10、11ページをお開きください。

歳入の補正であります。9款 1項 1目 地方交付税5,746万円の追加であります。これは特別交付税の確定によるものであります。13款 国庫支出金 2項 国庫補助金 1目 総務費国庫補助金1,559万4,000円の追加であります。これは令和2年度における新型コロナウイルス感染症対策事業の地方創生臨時交付金充当分であります。同じく、13款 2項 4目 土木費国庫補助金1,000万円の追加でございます。これは5節 除雪費補助金で、記録的大雪で被害を受けた自治体を支援するために、追加配分されたものであります。20款 1項 村債 2目 過疎対策事業債520万円の減額であります。内容

は、防災行政用無線改修事業が40万円の減。社会資本整備総合交付金事業の橋梁補修分が、440万円の減。学校給食費補助事業が、40万円の減額であります。同じく、20款 1項 7目 減税補填債160万円の追加であります。これは地方消費税と地方揮発油譲与税の減収分として、計上するものであります。

次のページをお願いします。

歳出の補正であります。2款 総務費 1項 総務管理費 5目 財産管理費補正額ゼロの財源更正であります。これは、防災行政用無線改修事業費の確定により、過疎債が減額となったことによる、財源更正であります。17目 地域振興基金費 6,418万1,000円の追加です。これは、地方創生臨時交付金と特別定額給付金、追加給付事業分。また、予算収支の調整分として積み立てるものであります。同じく、18目 い樹い樹かみこあに応援基金費1,527万3,000円の追加であります。これは、ふるさと納税額の確定により、積み立てるものであります。令和元年度と比較しまして、200万円ほど、増えております。3款 民生費 1項 社会福祉費 1目 社会福祉総務費 補正額ゼロの財源更正であります。これは、特別定額給付金追加給付と学生生活支援給付金事業に地方創生臨時交付金を充当させたことによる、財源更正であります。8款 土木費 2項 道路橋りょう費 1目 道路維持費 補正額ゼロの財源更正であります。これは、除雪費補助金の追加による財源更正であります。同じく、2目 橋りょう維持費 補正額ゼロの財源更正であります。これは、社会資本整備総合交付金事業費の確定により、過疎債が減額となったことによる財源更正であります。10款 教育費 5項 保健体育費 1目 学校給食費 補正額ゼロの財源更正であります。これは、学校給食費補助事業の確定により、過疎債が減額になったことによる財源更正であります。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（伊藤敏夫） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤敏夫） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

採決

○議長（伊藤敏夫） 議案第1号 令和2年度上小阿仁村一般会計補正予算の専決処分報告について、承認を求める件を採決いたします。

本案は、討論を省略し、報告どおり承認することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。本案は報告のとおり承認されました。

日程第6 議案第2号 上程・採決

○議長（伊藤敏夫） 日程第6 議案第2号 上小阿仁村村税条例の一部を改

正する条例の専決処分報告についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。はい、住民福祉課長。

○住民福祉課長（齊藤幹雄） 提出議案の1ページをお開きください。

議案第2号 上小阿仁村村税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について

上小阿仁村村税条例の一部を改正する条例を、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により別記のとおり報告し承認を求めます。

2ページをご覧ください。

専決第2号

専決処分書

上小阿仁村村税条例の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定により別記のとおり専決処分する。

令和3年3月31日の専決であります。

改正の内容は3ページから13ページとなります。3月31日付けの専決処分、条例の精査にともない、所要の規定を整備したので、報告するものであります。

以上であります。よろしく申し上げます。

○議長（伊藤敏夫） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤敏夫） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

採決

○議長（伊藤敏夫） 議案第2号 上小阿仁村村税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について、承認を求めると採決いたします。

本案は、討論を省略し、報告どおり承認することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、本案は報告のとおり承認されました。

日程第7 議案第3号 上程・採決

○議長（伊藤敏夫） 次に日程第7 議案3号 上小阿仁村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分報告についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。はい、住民福祉課長。

○住民福祉課長（齊藤幹雄） 提出議案の14ページをお開きください。

議案第3号 上小阿仁村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について

上小阿仁村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を、地方自治法第179

条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により別記のとおり報告し承認を求めるものでございます。

15 ページをご覧ください。

専決第3号

専決処分書

上小阿仁村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定により別記のとおり専決処分するものであります。

令和3年3月31日の専決であります。

16 ページをご覧ください。

改正の内容につきましては、3月31日付けの専決処分で、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正のともない、新型コロナウイルス感染症の影響に係る、国民健康保険税の減免について、所要の規定を整備したので、報告するものであります。この条例は令和3年4月1日から施行するものであります。

以上であります。よろしくお願いたします。

○議長（伊藤敏夫） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤敏夫） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

採決

○議長（伊藤敏夫） 議案第3号 上小阿仁村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について、承認を求める件を採決いたします。

本案は、討論を省略し、報告どおり承認することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、本案は報告のとおり承認されました。

日程第8 議案第4号 上程・採決

○議長（伊藤敏夫） 日程第8 議案第4号 上小阿仁村国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分報告についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。はい、住民福祉課長。

○住民福祉課長（齊藤幹雄） 提出議案の17ページをお開きください。

議案第4号 上小阿仁村国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分報告について

上小阿仁村国民健康保険条例の一部を改正する条例を、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により別記のとおり報告し承認を求めるものであります。

18 ページをご覧ください。

専決第4号

専決処分書

上小阿仁村国民健康保険条例の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定により別記のとおり専決処分するものでございます。

令和3年3月31日の専決でございます。

19ページをご覧ください。改正の内容につきましては、3月31日付けの専決処分で、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正にともない、新型コロナウイルス感染症に感染した、被保険者層に係る傷病手当金の支給規定を整備したので、報告するものでございます。この条例は令和3年4月1日から施行したものでございます。

以上であります。よろしくお願ひいたします。

○議長（伊藤敏夫） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤敏夫） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

採決

○議長（伊藤敏夫） 議案第4号 上小阿仁村国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分報告について、承認を求める件を採決いたします。

本案は、討論を省略し、報告どおり承認することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、本案は報告のとおり承認されました。

日程第9 議案第5号 上程・採決

○議長（伊藤敏夫） 日程第9 議案第5号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の専決処分報告についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。はい、総務課長。

○総務課長（田村秀幸） 議案第5号でございます。固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の専決処分報告について

固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により別記のとおり報告し承認を求めるものでございます。

専決第5号

専決処分書

固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定により別記のとおり専決処分する。

令和3年3月31日の専決であります。

次のページをお願いいたします。

改正内容でございます。行政手続きの押印廃止に向けたもので、審査申出書の押印を不要とするものでございます。この改正は、令和3年4月1日から適用されるものであります。

説明は以上です。よろしく願いいたします。

○議長（伊藤敏夫） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤敏夫） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

採決

○議長（伊藤敏夫） 議案第5号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の専決処分報告について承認を求める件を採決いたします。

本案は、討論を省略し、報告どおり承認することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、本案は報告のとおり承認されました。

日程第10 議案第6号 上程・採決

○議長（伊藤敏夫） 日程第10 議案第6号 上小阿仁村村税条例の一部を改正する条例の専決処分報告についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。はい、住民福祉課長。

○住民福祉課長（齊藤幹雄） 提出議案の23ページになります。

議案第6号 上小阿仁村村税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について

上小阿仁村村税条例の一部を改正する条例を、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により別記のとおり報告し承認を求めるものであります。

24ページをご覧ください。

専決第6号

専決処分書

上小阿仁村村税条例の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定により別記のとおり専決処分する。

令和3年3月31日の専決であります。

専決の内容は、25ページから34ページであります。3月31日付けの専決処分、令和3年の税制改正にともない、地方税法等の改正にともない、関係する規定を整備するものでございます。この条例は、令和3年4月1日から施行するものであります。なお、一部改正の適用時期は、内容ごとに異なっており、地方税法等の規定に基づき、附則に定めた時期となります。

以上であります。よろしく願いいたします。

○議長（伊藤敏夫） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤敏夫） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

採決

○議長（伊藤敏夫） 議案第6号 上小阿仁村村税条例の一部を改正する条例の専決処分報告についての承認を求める件を採決いたします。

本案は、討論を省略し、報告どおり承認することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、本案は報告のとおり承認されました。

日程第11 議案第7号 上程・付託

○議長（伊藤敏夫） 次に日程第11 議案第7号 令和3年度上小阿仁村一般会計補正予算についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。はい、総務課長。

○総務課長（田村秀幸） 予算関係議案の15ページをお願いいたします。

議案第7号 令和3年度上小阿仁村一般会計補正予算であります。

歳入歳出予算補正

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,599万9,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億2,611万5,000円とするものであります。

22、23ページをお開きください。歳入であります。主なものをご説明いたします。

14款 国庫支出金 2項 国庫補助金 1目 総務費国庫補助金5,240万6,000円の追加です。これは1節 総務管理費補助金で、社会保障・税番号制度システム整備事業費の補助金として72万円。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の繰越分が5,168万6,000円であります。16款 財産収入 2項 財産売払収入 4目 返還金 500万円の追加です。かみこあに観光物産株式会社は、村が100%出資して設立した会社であります。1割にあたる500万円分の株券を売却し、役員や社員、多くの村民に買っていただき、会社経営に関心をもっていただきたいというふうに考えております。18款 繰入金 2項 基金繰入金 1目 財政調整基金繰入金675万2,000円の追加です。これは補正予算の財源として、基金を取り崩すものであります。

続いて、歳出の主なものをご説明いたします。

28、29ページをお願いいたします。

7款 1項 商工費 1目 商工振興費4,561万4,000円の追加であります。これは新型コロナウイルス対策生活応援商品券事業にかかる予算で、10

節需用費が3万7,000円。印刷製本費であります。11節役務費が37万8,000円。申請者や返信用の郵送代等であります。18節負担金補助及び交付金4,519万9,000円を計上しております。この生活応援商品券事業の県補助金の分につきましては、当初予算で計上しており、今回は、村の事業分を補正するものであります。

次のページをお願いいたします。

10款 教育費 4項 社会教育費 2目 公民館費 687万8,000円の追加です。これは主に、17節の備品購入費653万円で、体温測定サーマルカメラを15集落の集会施設と、若者センターへの設置を予定しております。同じく、7目 生涯学習センター管理費432万3,000円の追加です。これは主に、14節の工事請負費であります。落雷による破損で、火災受信盤取り換え工事と自動ドア装置の修繕工事費を計上しております。また、老朽化による、天井トップライトの改修工事費も計上しております。

以上、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（伊藤敏夫） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤敏夫） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第7号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

日程第12 議案第8号から日程第16 議案第12号 上程・付託

○議長（伊藤敏夫） 日程第12 議案第8号 令和3年度上小阿仁村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算についての件から、日程第16 議案第12号 令和3年度上小阿仁村下水道事業特別会計への繰入れについての件まで、5件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。住民福祉課長。

○住民福祉課長（齊藤幹雄） 同じく、予算関係議案の35ページをご覧ください。

議案第8号 令和3年度上小阿仁村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
令和3年度上小阿仁村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ34万5,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億1,042万円とするものでございます。

内容につきましては、42ページ、43ページをご覧ください。

歳入でございます。3款 県支出金 1項 県補助金 1目 保険給付費等交付金 2節 特別交付金33万2,000円を増額は、税制改正にかかる、シス

テム改修費分の増額であります。5款 繰入金 1項 他会計繰入金 1目 一般会計繰入金 3節 職員給与費等繰入金 1万3,000円の増額は、事務費繰入金として、運営負担金の増額であります。

次のページをご覧ください。

歳出でございます。1款 総務費 1項 総務管理費 1目 18節 負担金補助及び交付金 33万2,000円の増額は、税制改正にともなう、システム改修費負担金の増額であります。同じく、2目 連合会負担金 18節 負担金補助及び交付金の1万3,000円の増額は、県国保連合会への負担金の増額であります。

以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤敏夫） 次に、診療所事務長。

○診療所事務長（中島英樹） それでは同じく予算関係議案の47ページをお開きください。

議案第9号 令和3年度上小阿仁村国民健康保険診療施設勘定特別会計補正予算であります。

歳入歳出予算補正。

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ56万8,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,225万5,000円とするものであります。

内容につきましては54ページ、55ページをお開きください。

歳入でございます。3款 1項 1目 繰入金 56万8,000円の追加でございます。

次のページをお開きください。

歳出であります。5款 1項 1目 予備費 補正額 56万8,000円です。これは4月に、在宅酸素療法が必要な患者に、機材を貸し出しするため、予備費より56万8,000円を流用しましたので、同額の56万8,000円を予備費に積むものです。

以上です。よろしくお願ひします。

○議長（伊藤敏夫） 続いて、産業課長兼建設課長、説明をお願いします。

○産業課長兼建設課長（加藤浩二） それでは、59ページをお開きください。

議案第10号 令和3年度上小阿仁村下水道事業特別会計補正予算

令和3年度上小阿仁村下水道事業特別会計補正予算は次に定めるところによる。

歳入歳出補正予算。

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9万7,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,509万1,000円とする。

66ページ、67ページをお願いいたします。

歳入からご説明いたします。2款 繰入金 1項 繰入金 1目 一般会計繰入金9万7,000円の追加でございます。一般会計繰入金として、歳出の方で、人件費を増額する分を、一般会計から繰入れするものでございます。

次のページをお願いいたします。

歳出でございます。1款 総務費 1項 総務管理費 1目 一般管理費 9万7,000円の追加でございます。人事異動にともなう、職員人件費を補正するものでございます。

説明は以上となります。よろしくをお願いいたします。

○議長（伊藤敏夫） 次に、住民福祉課長。

○住民福祉課長（齊藤幹雄） 73ページをご覧ください。

議案第11号 令和3年度上小阿仁村介護保険事業勘定特別会計補正予算

令和3年度上小阿仁村介護保険事業勘定特別会計補正予算は次に定めるところによる

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ38万5,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億2,150万3,000円とするものでございます。

内容につきましては80ページ、81ページをご覧ください。

歳入でございます。7款 繰入金 1項 一般会計繰入金 1目 1節 その他一般会計繰入金38万5,000円の増額は、備品購入費分の増額であります。

次のページをご覧ください。

歳出であります。1款 総務費 1項 総務管理費 1目 一般管理費 17節 備品購入費38万5,000円の増額は、要介護認定読み取り装置の購入費であります。

以上であります。よろしく申し上げます。

○議長（伊藤敏夫） はい、次に総務課長。

○総務課長（田村秀幸） 定例会提出議案に方にお戻りください。35ページをお願いいたします。

議案第12号でございます。令和3年度上小阿仁村下水道事業特別会計への繰入れについてであります。

令和3年度上小阿仁村下水道事業特別会計は、人件費分として、令和3年度上小阿仁村一般会計から繰入れる額を9万7,000円増額し、4,820万7,000円

以内とすることについて、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由としまして、地方財政法第6条の規定により、この議案を提出するものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（伊藤敏夫） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤敏夫） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第8号から議案第12号まで5件を、総務産業常任委員会に付託いたします。

日程第17 議案第13号 上程・付託

○議長（伊藤敏夫） 次に日程第17 議案第13号 上小阿仁村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。産業課長兼建設課長。

○産業課長兼建設課長（加藤浩二） それでは、36ページをご覧ください。

議案13号 上小阿仁村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について 上小阿仁村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を別記のとおり提出する。

提案理由は、道路法等の一部を改正する政令の施行により、自動運行補助施設の道路占用の取り扱いが定められたことにともない、これの占用料を定めるためでございます。

内容が、37ページ以降となっております。こちらは施設ごとの占用料を記載している別表となります。別表の中ほどにあります。法第32条第1項第3号及び4号に掲げる施設を、次のページをご覧ください。第3号に掲げる施設と、第4号に掲げる施設と分け、第3号に掲げる施設の中に、自動運行補助施設の区分を新たに追加し、その占用料を定めるものでございます。

この条例は、公布の日から、施行することとなります。

説明は以上となります。よろしくお願いたします。

○議長（伊藤敏夫） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「あり」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤敏夫） はい、6番、河村良満君。

○6番（河村良満） 資料の内容ですが、先ほど来、各課長から、14ページとか、17ページとか、そういう表現をしていますが、私に配布されている提出議案にはページが打たれていないのですが。しかも、これ以降をバーと見えています。39ページの次のページにもページ数が打たれていませんし、42ページになるだろうと思われるところにもページが打たれていません。それか

ら、44 ページになろうとするところもページが打たれていないのですが。私
のものだけでしょうか。そこを確認したくて。

○議長（伊藤敏夫） はい、総務課長。

○総務課長（田村秀幸） 議案の作成にあたり、ページが抜けておりました。
大変申し訳ありませんでした。

○議長（伊藤敏夫） はい、6 番 河村良満君。

○6 番（河村良満） 申し訳ないと言えば、訂正しないの。ページを入れても
らうことを言わなければ、先に進まれないのではないですか。たとえば、入れ
てくださいとか。そういうことを話しなければならないのではないでしょ
うか。それとも、他の方には入っているということ。ですから、「すみませんで
した。」じゃなくて、訂正してもらうか、あるいは、新たな議案を出してもら
うか。当局には皆、きちっと載っているのですか。当局にも載っていないとす
れば、ちゃんと修正してから説明すべきと私。何ページをご覧くださいと言わ
れますが、実際ページが付いていない。ですので、そこら辺、新たに訂正する
文書を出すのか。そこをよろしくお願いします。

○議長（伊藤敏夫） 暫時、休憩いたします。

○議長（伊藤敏夫） 再開します。

○議長（伊藤敏夫） はい、総務課長。

○総務課長（田村秀幸） 申し訳ございませんでした。

議案のページが抜けておるところなのですが、どうか、追記していただいて
訂正していただきたいと思います。抜けている箇所は、当局も同じでして、13
ページの次、議案第 3 号ですが、14 ページになります。それと議案第 4 号、
ここが 17 ページになります。議案第 13 号、36 ページになります。それと議
案第 14 号、40 ページになります。議案第 15 号、42 ページでございます。議
案第 16 号、44 ページになります。

以上ですけれども、訂正してお詫び申し上げます。失礼いたしました。

○議長（伊藤敏夫） 他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤敏夫） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

○議長（伊藤敏夫） 議案第 13 号は、総務産業常任委員会に付託いたしま
す。

日程第 18 議案第 14 号 上程・付託

○議長（伊藤敏夫） 日程第 18 議案第 14 号 上小阿仁村教職員住宅設置条
例を廃止する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。はい、教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（小林博隆） 議案の 40、41 ページをお願いします。

議案第 14 号 上小阿仁村教職員住宅設置条例を廃止する条例について

上小阿仁村教職員住宅設置条例は廃止する。

提案理由でございます。

教育財産としての用途を廃止することから、この条例案を提出するものがあります。

次のページをお願いします。

上小阿仁村教職員住宅設置条例を廃止する条例

上小阿仁村教職員住宅設置条例は廃止する。

内容としましては、現在残っている教職員住宅は、最後の 1 棟でございます。診療所のそばにあり、老朽化のため、空き家となっております。教職員住宅としての用途を廃止し、あわせて設置条例を終了させるものです。

附則として、この条例は、公布の日から施行いたします。

以上です。

○議長（伊藤敏夫） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤敏夫） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第 14 号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

日程第 19 議案第 15 号 上程・付託

○議長（伊藤敏夫） 次に日程第 19 議案第 15 号 上小阿仁村修学資金貸与条例を廃止する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。はい、教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（小林博隆） 42、43 ページをお願いします。

議案第 15 号 上小阿仁村修学資金貸与条例を廃止する条例について

上小阿仁村修学資金貸与条例は廃止する。

提案理由でございます。現行の職員採用制度においては、当該条例を執行することができないことから、この条例案を提出するものです。

次のページをお願いします。

上小阿仁村修学資金貸与条例を廃止する条例

上小阿仁村修学資金貸与条例は、廃止する。

この条例は、看護師、保健師、医師になるための大学や各種学校に在学している途中の時点で、卒業後に、村の職員になることを申請した者に、修学資金を貸与する内容となっていて、現在の試験をとる職員採用制度では、実行することができませんので、これを廃止するものでございます。

附則としまして、この条例は、公布の日から施行いたします。

説明は以上です。

○議長（伊藤敏夫） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤敏夫） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第 15 号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

日程第 20 議案第 16 号 上程・付託

○議長（伊藤敏夫） 次に日程第 20 議案第 16 号 上小阿仁村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。住民福祉課長。

○住民福祉課長（齊藤幹雄） 提出議案の 44 ページをお開きください。

議案第 16 号 上小阿仁村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

上小阿仁村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を、別記のとおり提出するものであります。

提案理由としましては、介護保険制度の改正により、定員 18 名以下の小規模な通所介護事業所については、地域密着型通所介護事業所として所在市町村の長が指定するものとされており、所用の規定を整備するものでございます。

改正の内容としましては、45 ページから 64 ページになります。

第 3 章 第 4 節 運営に関する基準と、第 4 章 認知症対応型通所介護の間に、3 章の 2 地域密着型通所介護を加えるものでございます。

この条例は令和 3 年 6 月 1 日から施行するものでございます。

以上であります。よろしく願いいたします。

○議長（伊藤敏夫） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤敏夫） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第 16 号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

日程第 21 陳情 上程・付託

○議長（伊藤敏夫） 日程第 21 陳情の件を議題といたします。

本定例会において受理した陳情は、お手元に配布の陳情文書表のとおりでありますので、総務産業常任委員会に付託いたします。

散 会

○議長（伊藤敏夫） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。
本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでございました。

14時09分 散会